

箕面市国民健康保険封筒広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、箕面市広告事業実施要綱（平成18年箕面市訓令第2号。以下「要綱」という。）第1条に定める目的を実現するため、市が発送する国民健康保険封筒（以下「国保封筒」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲等)

第2条 国保封筒に掲載する広告の範囲は、要綱第3条に定めるところによる。

2 広告の内容は、要綱第6条に規定する審査会の承認により決定する。

(広告料)

第3条 広告料は、箕面市国民健康保険封筒広告募集要項（以下「募集要項」という。）に定める入札の方法により決定する。ただし、入札参加者が2者以内の場合は協議によるものとする。

2 広告料は、国保封筒に広告を掲載する事業者等（広告主及び広告代理店（以下「広告主」という。））との契約締結後、公表する。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、募集要項に定めるところによる。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、募集要項に定めるところによる。

(広告主の募集及び選定方法)

第6条 広告主の募集は、市広報紙及び市ホームページにより行うものとする。

2 広告主の選定は、募集要項に定める入札の方法により行うものとする。ただし、入札参加者が2者以内の場合は協議によるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月3日から施行する。